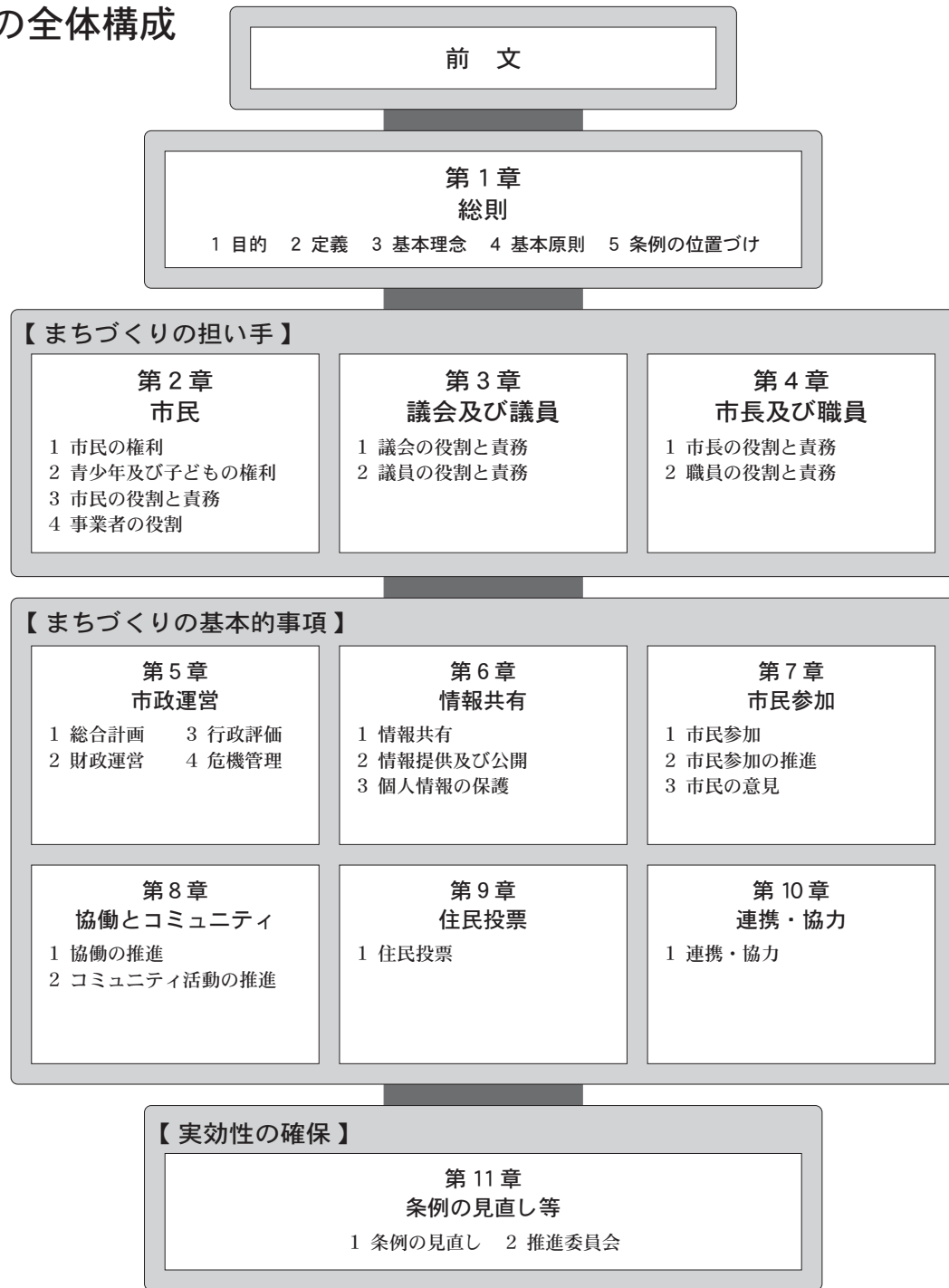


条例の全体構成



# みんなが進める まちづくりの実現に向けて

3月に、岩見沢市みんなで創るまちづくり基本条例市民会議から、市長に「まちづくり基本条例」の素案として中間報告書が提出されました。

この中間報告書は、地方分権時代にふさわしいまちづくりを推進することも、住民自治をより一層進めるために、平成24年2月から、20人の市民で構成する市民会議を設置し、市民が主体となって条例に盛り込むべき項目や内容を検討し、取りまとめたものです。

今月号では、市民の皆さんに、この条例への理解を深めていただくため、まちづくりの基本理念や基本原則などを定める条例の概要についてお知らせします。

《これまでの経過》

平成23年12月  
住民自治条例懇話会から市長へ提言書を提出

平成24年2月  
みんなで創るまちづくり基本条例市民会議発足(検討・協議を38回開催)

平成26年3月  
市民会議から市長へ中間報告書(素案)を提出

《今後の予定》

市民との意見交換会(5月・6月)  
議員との意見交換会  
パブリックコメント(意見募集)  
市長へ最終報告書(草案)提出

## まちづくり基本条例とは

地方分権時代にふさわしいまちづくりと社会環境の変化に対応した地域社会の実現を図ることを目的として、市民、議会、市長等が協力してまちづくりを進めていくための仕組みや基本ルールを定めた条例です。

制定後は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、まちづくりを進めていくこととなります。

## なぜ、まちづくり基本条例を制定するのか

地方分権の進展により、自分たちのまちには、自分たちの責任で決定し、進めていくという「自己決定・自己責任」に基づく自治体運営が求められています。

また、少子高齢化や市民ニーズの多様化、厳しい財政状況など社会環境の変化による多くの地域課題を解決していくためには、市民、議会、市長等が協力してまちづくりに取り組んで行かなければなりません。

そこで、まちづくりの自主性・自立性を明確にするとともに、それぞ

それが役割と責務を果たしながら、情報を共有し、市民参加・協働によるまちづくりを進めていく指針となる「岩見沢市まちづくり基本条例」を制定することとしました。

## まちづくり基本条例の概要について

3月28日(金)に、岩見沢市みんなで作るまちづくり基本条例市民会議から提出された素案「中間報告書」は、前文にはじまり、第1章「総則」から、第11章「条例の見直し等」まで、11の章立てで構成されています。

### ▽前文

まちの特性、進むべき方向性、その実現のために必要なこと、条例制定の決意表明などを述べています。

### 第1章 総則

「この条例の基本となる目的」、「基本理念」、「基本原則」などを定めています。

### ●条例の目的

この条例に定める仕組みや基本

おける個人情報などは、個人の権利利益を保護するため適切に取り扱うこととしています。

### ▽第7章 市民参加

市民の市政参加を推進するため、市民参加の機会の保障、参加しやすい環境の整備や市民意見の反映、意見・要望に対する迅速な対応などについて定めています。

### ▽第8章 協働とコミュニティ

協働とは、共通の目的を実現するためにそれぞれの役割と責務のもとで、相互の立場を尊重して協力することを言い、さまざまな地域課題を解決するため、担い手が対等な立場で協働していくことを定めています。

また、自主性と主体性に基づくコミュニティ活動は、まちづくりを進めていく上で欠かすことができないものとなっており、守り育てていくことを定めています。

### ▽第9章 住民投票

住民投票は、間接民主主義を補完するものとして、市政に関する重要

ルールなどの継続的な実践による、「個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現」を目的としています。

●まちづくりの「基本理念」  
市民、議会および市長等は、それぞれの役割や責務を果たしながら、互いに情報を共有し、知恵を出し合い、共に汗を流し地域の課題に取り組む、解決していく、市民主体による自主自立のまちづくりを基本理念としています。

●まちづくりの「基本原則」  
まちづくりを進めていく上で、市民、議会および市長等が認識すべき必要な原則として、情報共有の原則、参加の原則、協働の原則の3つを定めています。

### 「情報共有の原則」

市民、議会および市長等は、まちづくりに関する情報を共有することが必要であることを定めています。

### 「参加の原則」

まちづくりの主体として市民は、市政や地域活動に主体的かつ積極的に参加することとし、議会や市長等は、市民が参加しやすい環境の整備が必要であることを定めています。

### 「協働の原則」

地域課題が多様化・複雑化する中で、市民だけ、あるいは議会や市長等だけで対応することは困難な状況

な事項について、直接住民の意思を確認する制度であり、事実上「条例で定めること」として定めています。

### ▽第10章 連携・協力

共通課題を解決していくために、国、北海道および近隣自治体などと連携・協力することについて定めています。

### 実効性の確保

第11章では、社会情勢の変化などによる条例の見直しや実効性の確保について規定しています。

### ▽第11章 条例の見直し等

まちづくりを将来にわたって推進するために、条例の見直しを検討するとともに、推進委員会を設置し適切な運用を図ることについて定めています。

となつていきます。このため、互いに立場を尊重し、連携、協働しながら課題に取り組む、解決していく協働のまちづくりが必要であることを定めています。

### まちづくりの担い手

第2章から第4章までは、まちづくりの担い手となる「市民」、「議会および議員」、「市長および職員」について規定しています。

### 第2章 市民

まちづくりの主体として、市民が有する権利や市民の役割と責務を定めています。

また、次の世代を担う青少年や子どもの権利、事業者の役割について定めています。

青少年および子どもは「市民」に含まれますが、まちづくりに関心をもちて参加してほしいとの願いを込め、あえて市民の権利とは分けて、その権利を保障しています。

### ▽第3章 議会および議員

まちづくりの担い手として、議会および議員の役割と責務を定めてい

ます。

### ▽第4章 市長および職員

まちづくりの担い手として、市長および職員の役割と責務を定めています。

### まちづくりの基本的事項

第5章から第10章までは、まちづくりの基本的事項について規定しています。

### ▽第5章 市政運営

市政運営における基本的なものとして、総合計画や財政運営、行政評価および危機管理について定めています。

### ▽第6章 情報共有

市民、議会および市長等、あるいは市民同士は、情報を伝え合い、共有することや、市政に関する情報を分かりやすく提供することについて定めています。市民、議会および市長等が情報を共有することからまちづくりは始まります。

なお、情報提供および情報共有に

意見をいただき、市民会議でさらなる検討、協議を経て、条例の草案が作られ、「最終報告書」として提出されます。

左記の日程で市民の皆さんとの意見交換会を行いますので、この条例への理解を深めていただき、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、積極的な参加をお願いします。

なお、中間報告書は市ホームページに掲載しています。

### 問合先 市民連携室



### 市民意見交換会に参加を

岩見沢市みんなで作るまちづくり基本条例市民会議からの中間報告書をもとに、市民の皆さんとの意見交換会を開催します。

岩見沢地区、北村地区、栗沢町地区の各地区で行います。お住まいの地域に限らず、どの地区にも参加できます。

日時・会場

日付	時間	場所
5月23日(金)	午後6時	まなみーる文化センター(9西4)
25日(日)	午後2時	生涯学習センターいわなび(4西1)
29日(木)	午後2時	幌向総合コミュニティセンターほっとかん(幌向南1-1)

北村地区・栗沢町地区での開催は、6月を予定しています。